改正 平成8年10月3日条例第28号 平成12年3月31日条例第1号 平成16年9月27日条例第22号 平成20年12月25日条例第38号 平成23年12月22日条例第23号 平成25年3月28日条例第1号 平成28年3月28日条例第13号

(目的)

- 第1条 この条例は、公文書の公開を求める権利を明らかにして、公文書の公開について必要な事項を定め、市民の市政に関する知る権利を保障し、及び公文書の公開をはじめとする市の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への参加の促進を図るとともに、公正で民主的かつ効率的な市政運営を確保し、開かれた市政の推進を図ることを目的とする。(定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、 固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
 - (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、 録音テープ、ビデオテープ及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ ては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施 機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
 - (3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の規定により、公文書を閲覧若しくは視聴に供し (電磁的記録については、実施機関が規則で定める方法により行う。)、又はその写し(フィルム、録音テープ、ビデオテープ及び電磁的記録の写しを除く。)を交付することをいう。 公開を請求した者がこれら以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるとき は、これに応ずるよう努めるものとする。

(実施機関の責務)

- 第3条 実施機関は、公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、 運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされ ることのないように最大限の配慮をしなければならない。
- 2 実施機関は、この条例の目的を達成するため、公文書の公開によるほか、その保有する情報 の提供に関する施策及び公表に関する制度の拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進 に努めなければならない。
- 3 実施機関は、前項に定める情報の提供及び公表に関する事務を行うに当たっては、市民の市政への参加をより一層推進し、市民生活の利便の増進を図るため、市民が必要とする情報の把握に努め、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で市民に積極的に提供し、又は公表するよう努めなければならない。

(利用者の責務)

- 第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求める者は、この条例の目的に従いその 権利を行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。 (公文書の公開を請求できるもの)
- 第5条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。 (公文書の公開)
- 第6条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、公開を請求した者に対し、当該公文書を公開しなければならない。ただし、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、当該公文書の公開をしないことができる。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができる とされている情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等その他執行機関の定める規則等の規定に基づく許可、免許、届出等に際し作成し、 又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
 - エ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公開することにより当該公務員の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員の権利利益を保護するため当該氏名を公開しないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)
 - (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の財産又 は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - (3) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報
 - (4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体の機関 (以下「国等の機関」という。) との間における協議、審議、調査、研究等の意思形成過程に おける情報であって、公開することにより、公正かつ適切な意思形成に支障が生ずると認められるもの
 - (5) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、試験、入札、交渉、争訟、許可、人事等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、

当該事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若 しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

- (6) 市の機関と国等の機関との間における協議、協力、依頼等に基づいて、市の機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが当該協議等の内容及び趣旨に反すると認められるもの
- (7) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護その他公共の安全の確保に 支障が生ずるおそれのあるもの
- (8) 公開しないことを条件として個人又は法人等から市の機関に提供された情報であって、 当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信 頼関係が損なわれると認められるもの

(公文書の部分公開)

- 第7条 実施機関は、公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該部分を分離することが著しく困難でなく、かつ、公文書の公開の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、公文書の公開を行わなければならない。
- 2 公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の公開の請求方法)

- 第8条 第5条の規定により公文書の公開を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した 請求書を実施機関に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所等(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び 代表者の氏名)
 - (2) 請求に係る公文書の名称、内容その他公文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公開等の決定及び通知)

- 第9条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して 15日(八尾市の休日を定める条例(平成2年八尾市条例第20号)第1条第1項各号に掲げる日 の日数は、算入しない。)以内に、公文書を公開し、又はしない旨を決定しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに書面により公文書の公開を請求した者(以下「請求者」という。) に当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による決定が公文書の全部又は一部を公開しない旨のものである場合において、当該公文書に記録されている情報が、第6条各号に掲げる情報に該当しなくなる時期があらかじめ特定できるときは、その時期を前項に規定する書面に記載するものとする。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間をその請求書を受理した日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに新たな期限及び当該延長の理由を請求者に通知しなければならない。

- 5 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、請求書を受理した日から起算して30日以内にその全てについて公開等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開等の決定をし、残りの公文書については相当の期間内に公開等の決定をすることができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、前項後段の規定の例により、請求者に通知しなければならない。
- 6 実施機関は、第1項の規定による決定を行う場合において、請求に係る公文書において第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、当該第三者の意見を聴くことができる。

(公文書の公開の実施)

- 第10条 実施機関は、前条第1項の規定により公文書の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに請求者に対し公文書を公開しなければならない。
- 2 実施機関は、公文書の公開をすることにより当該公文書が汚損し、又は破損するおそれのあるとき、第7条の規定による公文書の公開をするとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することができる。
- 3 公文書の閲覧又は視聴は、実施機関の定めるところにより行わなければならない。 (手数料)
- 第11条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

(費用負担)

第12条 第10条第1項及び第2項の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの 作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(救済手続)

- 第13条 公文書の公開請求に対する決定又は公文書の公開請求に係る不作為については、行政不 服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、審査請求をすることができる。
- 2 前項に規定する審査請求があったときは、行政不服審査法に基づく裁決を行う実施機関は、 当該審査請求が明らかに不適法であるときを除き、速やかに八尾市情報公開審査会に諮問し、 その答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(情報公開審査会)

- 第 14 条 前条に規定する諮問に応じて審査を行うため、八尾市情報公開審査会(以下「審査会」 という。)を置く。
- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度の運営その他情報公開に関する重要事項 について、実施機関の諮問に応じて調査又は審議するとともに、実施機関に意見を述べること ができる。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、関係実施機関の職員その他 の関係人に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 (他の制度との調整)
- 第 15 条 この条例は、法令又は他の条例において公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、 抄本等の交付の手続が定められている場合については、適用しない。
- 2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館その他これに類する施設において市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書、資料、刊行物については適用しない。

(公開請求をしようとする者の利便を考慮した措置)

- 第 16 条 実施機関は、一般の利用に供するため、公文書の検索に資する目録を作成しておくものとする。
- 2 実施機関は、公文書の公開を請求しようとする者の利便を考慮し、当該公開請求に係る公文 書の特定に資する事項その他の公開請求に必要な情報の提供に努めるものとする。 (実施状況の公表)
- 第17条 市長は、毎年1回、公文書の公開の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。 (出資法人等の情報公開)
- 第 18 条 市が出資する法人等で規則で定めるものは、この条例の規定に基づき、実施機関が行う 公文書公開に関する施策に留意しつつ、市の施策に準じた措置を講ずる責務を有する。
- 2 実施機関は、市が補助金など財政的な援助を行う団体等で規則で定めるものが保有する文書であって、実施機関が管理していないものについて、その閲覧又はその写しの申出があったときは、当該団体等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとし、当該団体等はこれに応じるよう努めるものとする。
- 3 前項の規定により実施機関が提出を求める文書の範囲は、規則で定める。 (指定管理者の情報公開)
- 第19条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市の公の施設を管理する指定管理者は、その管理する公の施設の管理の業務により保有することとなった情報について、この条例の規定に基づき、実施機関が行う公文書の公開に関する施策に留意しつつ、市の施策に準じた措置を講ずる責務を有する。

(公文書の存否に関する情報の取扱い)

- 第20条 実施機関は、公文書の公開請求に係る当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、 特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合、当該公文書の存否を明らか にしないで、当該公開請求を拒否することができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により公文書の存否を明らかにしないときは、公開請求があった日から起算して15日(八尾市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)以内に、その旨の決定をしなければならない。
- 3 第9条第2項の規定は、前項の決定について準用する。
- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(適用公文書)

- 2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。
- (1) 平成7年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書
- (2) 平成7年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書(保存期間が10年以上のものとす
- る。) で目録等が整備されたもの
- 附 則 (平成8年10月3日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則(平成12年3月31日条例第1号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第6条中第8号を削り、第9号を第8号とする改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年規則第35号で平成12年7月1日から施行)

附 則 (平成 16 年 9 月 27 日条例第 22 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
- 附 則 (平成 20 年 12 月 25 日条例第 38 号)
- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成23年12月22日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 第1条(八尾市手数料条例第2条の改正規定(「第9条の2」を「第9条の3」に改める部分に限る。)を除く。)の規定による改正後の八尾市手数料条例第2条の規定、第2条の規定による改正後の八尾市公文書公開条例第11条の規定、第3条の規定による改正後の八尾市市税条例第97条の規定及び第4条の規定による改正後の八尾市水道事業給水条例第33条の規定は、平成24年4月1日以後の申請等に係る手数料について適用し、同日前の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた改正前の八尾市公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定による公文書の公開の請求に係る手続、処分その他の行為及び同条第2項の規定による公文書の公開の申出に係る手続その他の行為であって、この条例の施行の際現にされているもの及び施行日以後にされることとなるものについては、改正後の八尾市情報公開条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 旧条例第 14 条第 1 項の規定により置かれた八尾市公文書公開審査会は、新条例第 14 条第 1 項の規定により置く八尾市情報公開審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第 14 条第 4 項の規定により委嘱されている八尾市公文書公開審査会の委員である者は、当該任期の満了までの間、新条例第 14 条第 4 項の規定により委嘱された八尾市情報公開審査会の委員とみなす。

(八尾市個人情報保護条例及び八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

- 5 次に掲げる条例の規定中「八尾市公文書公開条例」を「八尾市情報公開条例」に改める。
 - (1) 八尾市個人情報保護条例(平成10年八尾市条例第15条)第40条第2項
 - (2) 八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年八尾市条例第 22 条)第 14 条第 2 項

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八尾市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表中「八尾市公文書公開審査会委員」を「八尾市情報公開審査会委員」に改める。

附 則 (平成 28 年 3 月 28 日条例第 13 号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。